

建設機械等チャーター・林道除草単価契約(十和田七戸地区)

チャーター施工林道位置図

チャーター施工林道

【奥瀬 担当区】

- ・ 養老沢林道
- ・ 戸来林道
- ・ 平の沢林道
- ・ 大芦名沢林道
- ・ 大母屋林道
- ・ 馬の神林道
- ・ 上馬の神林道

【八溪山 担当区】

- ・ 大幌内林道
- ・ 鳶沼(重沼線)林道

【法量 担当区】

- ・ 熊の沢林道
- ・ 軽石沢林道

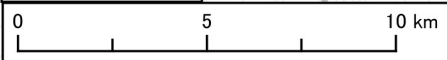
【七戸 担当区】

- ・ 小坪川林道
- ・ 白石林道
- ・ 市ノ渡林道
- ・ 小川目林道
- ・ 屋形森林道
- ・ 倉岡後川林道
- ・ 倉岡林道
- ・ 南倉岡後川林道
- ・ 東小僧林道
- ・ 二百平林道
- ・ 立谷沢林道

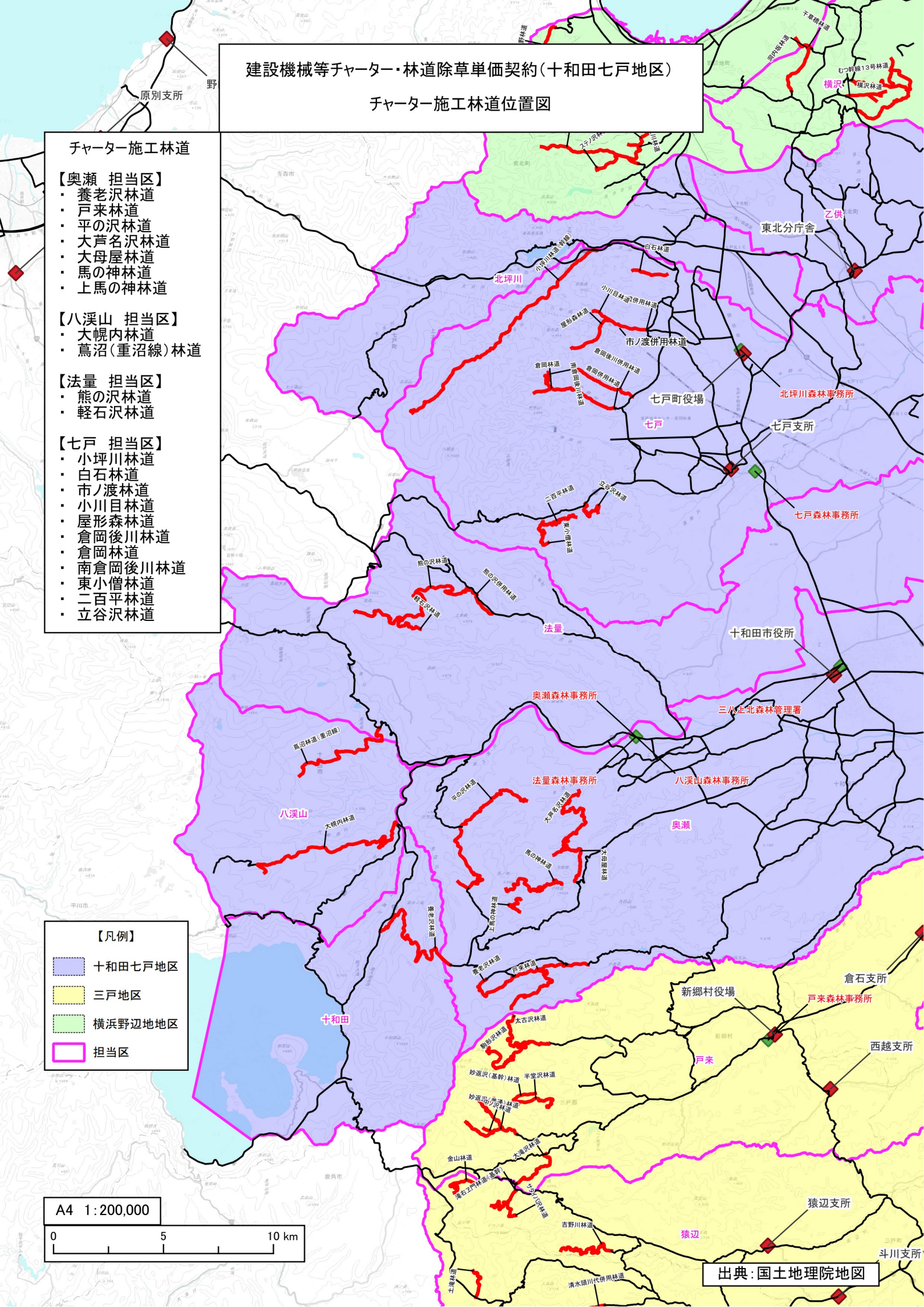
【凡例】

- 十和田七戸地区
- 三戸地区
- 横浜野辺地地区
- 担当区

A4 1:200,000



出典: 国土地理院地図



内訳明細書

建設機械等チャーター

入札番号第1号

建設機械等チャーター・林道除草単価契約(十和田七戸地区)

単位:時間

森林事務所	予定林道路線	バックホウ		ホイールローダ	ダンプトラック		運搬起算点・最終点	備考
		0.28m ³	0.45m ³	1.3~1.4m ³	2t	4t		
奥瀬	養老沢	12		5		5	十和田市役所(20km~)	1(0.28m3)
	戸来	12					運搬なし	-
	平の沢	6					戸来林道(~10km)	2(0.28m3)
	大芦名沢	18					平の沢林道(~10km)	3(0.28m3)
	大母屋	18					運搬なし	-
	馬の神	12					大母屋林道(~10km)	4(0.28m3)
	上馬の神	12					馬の神林道(~10km)	5(0.28m3)
							十和田市役所へ(20km~)	6(0.28m3)
八溪山	大幌内		6				十和田市役所(20km~)	1(0.45m3)
	葛沼(重沼線)		12				大幌内林道(~10km)	2(0.45m3)
法量	熊の沢		12		5		葛沼(重沼線)林道(10km~)	3(0.45m3)
	軽石沢		12				運搬なし	-
							十和田市役所へ(10km~)	4(0.45m3)
七戸	小坪川	12					七戸町七戸支所(10km~)	7(0.28m3)
	白石	6					小坪川林道(~10km)	8(0.28m3)
	市ノ渡	6					白石林道(~10km)	9(0.28m3)
	小川目	6					運搬なし	-
	屋形森	6					運搬なし	-
	倉岡後川	6					屋形森林道(~10km)	10(0.28m3)
	倉岡	6					倉岡後川林道(~10km)	11(0.28m3)
	南倉岡後川	6					運搬なし	-
	東小僧	6					南倉岡後川林道(~10km)	12(0.28m3)
	二百平	6					運搬なし	-
	立谷沢	6					二百平林道(~10km)	13(0.28m3)
							七戸町七戸支所(~10km)	14(0.28m3)
合計		162	42	5	5	5		

※バックホウ、ホイールローダ、モータグレーダには誘導員(軽作業員)を配置すること。

※チャーター機械については、振動式タコメーター等を装備しているものを原則とする。

機械輸送費

輸送機種	※輸 送 距 離	輸送回数(回)	備 考
バックホウ 0.28m ³	10kmまで(片道)	5.5	
バックホウ 0.28m ³	10kmを超え20kmまで(片道)	0.5	
バックホウ 0.28m ³	20kmを超え30kmまで(片道)	1.0	
バックホウ 0.45m ³	10kmまで(片道)	0.5	
バックホウ 0.45m ³	10kmを超え20kmまで(片道)	1.0	
バックホウ 0.45m ³	20kmを超え30kmまで(片道)	0.5	
計		9.0	

※機械輸送の起算点是最寄りの市町村役場(支所・出張所を含む)とする。

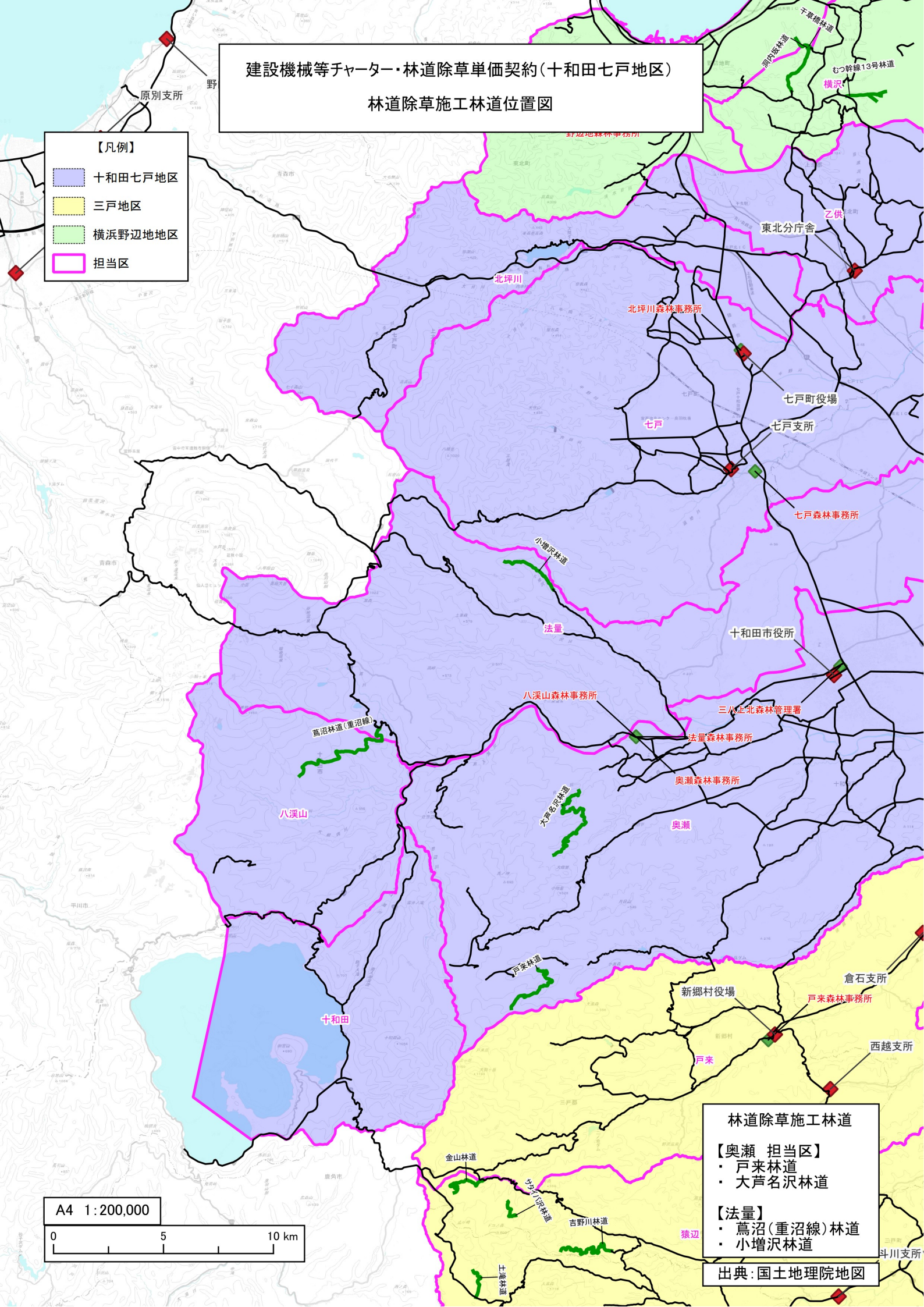
なお、輸送回数は重機を積載して往復した場合は1回とし、片道の場合は0.5回とする。

建設機械等チャーター・林道除草単価契約(十和田七戸地区)

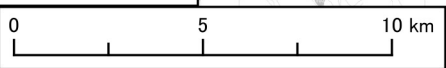
林道除草施工林道位置図

【凡例】

- 十和田七戸地区
- 三戸地区
- 横浜野辺地区
- 担当区



A4 1:200,000



- ### 林道除草施工林道
- 【奥瀬 担当区】
 - 戸来林道
 - 大戸名沢林道
 - 【法量】
 - 高沼(重沼線)林道
 - 小増沢林道
- 出典:国土地理院地図

内訳明細書

林道除草

入札番号第1号

建設機械等チャーター・林道除草単価契約(十和田七戸地区)

単位:時間

森林事務所	予定路線	バックホウ アタッチメント 除草(H)			運搬起算点・最終点	備考
奥瀬	戸来	24			十和田市役所(20km～)	1(0.28m ³)
	大芦名沢	24			戸来林道(20km～)	2(0.28m ³)
法量	蔦沼(重沼線)	18			大芦名沢林道(10km～)	3(0.28m ³)
	小増沢	24			蔦沼(重沼線)林道(20km～)	4(0.28m ³)
					十和田市役所へ(10km～)	5(0.28m ³)
合計		90				

※機械輸送の起算点及び最終点は最寄りの市町村役場(支所・出張所を含む)とする。

※バックホウアタッチメント除草は、バックホウ0.28m³と0.28m³用油圧式草刈機(クサカルゴン同等品)を使用して除草する。林道両側1.0m幅の刈り払いとする。

※除草機械については、振動式タコメーター等を装備しているものを原則とする。

※バックホウの輸送費は、下記を参照。

機械輸送費

輸送機種	輸送距離	輸送回数	備考
バックホウ 0.28m ³	10kmまで(片道)	0.0	
バックホウ 0.28m ³	10kmを超え20kmまで(片道)	1.0	
バックホウ 0.28m ³	20kmを超え30kmまで(片道)	1.5	
計		2.5	

※機械輸送の起算点は最寄りの市町村役場(支所・出張所を含む)とする。

なお、輸送回数は重機を積載して往復した場合は1回とし、片道の場合は0.5回とする。

内訳明細書

建設機械等チャーター

入札番号第2号

建設機械等チャーター・林道除草単価契約(三戸地区)

単位:時間

森林事務所	予定林道路線	バックホウ		ホイールローダ	ダンプトラック		運搬起算点・最終点	備考
		0.28m ³	0.45m ³	1.3~1.4m ³	2t	4t		
戸来	太古沢	6		5		5	新郷村役場(10km~)	1(0.28m3)
	駒形沢	6					運搬なし	-
							新郷村役場へ(10km~)	2(0.28m3)
	半堂沢		6				新郷村役場(10km~)	1(0.45m3)
	妙返沢		12				運搬なし	-
	中ノ沢		12				妙返沢林道(10km~)	2(0.45m3)
	大滝沢		12				中ノ沢林道(~10km)	3(0.45m3)
							田子町猿辺支所へ(10km~)	4(0.45m3)
猿辺	滝右工門	6					田子町猿辺支所(10km~)	3(0.28m3)
	サタイバ沢	6					運搬なし	-
	金山	6					サタイバ沢林道(~10km)	4(0.28m3)
	吉野川	12					金山林道(10km~)	5(0.28m3)
	土滝	6					吉野川林道(10km~)	6(0.28m3)
	清水頭川代	6					土滝林道(~10km)	7(0.28m3)
	相沢	12					運搬なし	-
	土橋沢	12					運搬なし	-
田子	貫通	12					運搬なし	-
	相内沢	6					貫通林道(20km~)	8(0.28m3)
	夏坂	6					相内沢林道(~10km)	9(0.28m3)
	熊原川	6					夏坂林道(~10km)	10(0.28m3)
	尻高	6					運搬なし	-
	小雷鉢	12					尻高林道(~10km)	11(0.28m3)
	ミロク	12					小雷鉢林道(~10km)	12(0.28m3)
	田代老鳥	18					ミロク林道(~10km)	13(0.28m3)
	砥倉沢	6					運搬なし	-
	松ノ沢	12			5		運搬なし	-
	根花	18					運搬なし	-
	花木	18					運搬なし	-
	ナグレ	12					運搬なし	-
	滝の沢	12					ナグレ林道(~10km)	14(0.28m3)
						田子町役場へ(10km~)	15(0.28m3)	
合計		234	42	5	5	5		

※バックホウ、ホイールローダ、モータグレーダには誘導員(軽作業員)を配置すること。
 ※チャーター機械については、振動式タコメーター等を装備しているものを原則とする。

機械輸送費

輸送機種	※輸 送 距 離	輸送回数(回)	備 考
バックホウ 0.28m ³	10kmまで(片道)	4.0	
バックホウ 0.28m ³	10kmを超え20kmまで(片道)	3.0	
バックホウ 0.28m ³	20kmを超え30kmまで(片道)	0.5	
バックホウ 0.45m ³	10kmまで(片道)	0.5	
バックホウ 0.45m ³	10kmを超え20kmまで(片道)	1.5	
バックホウ 0.45m ³	20kmを超え30kmまで(片道)	0.0	
計		9.5	

※機械輸送の起算点は最寄りの市町村役場(支所・出張所を含む)とする。

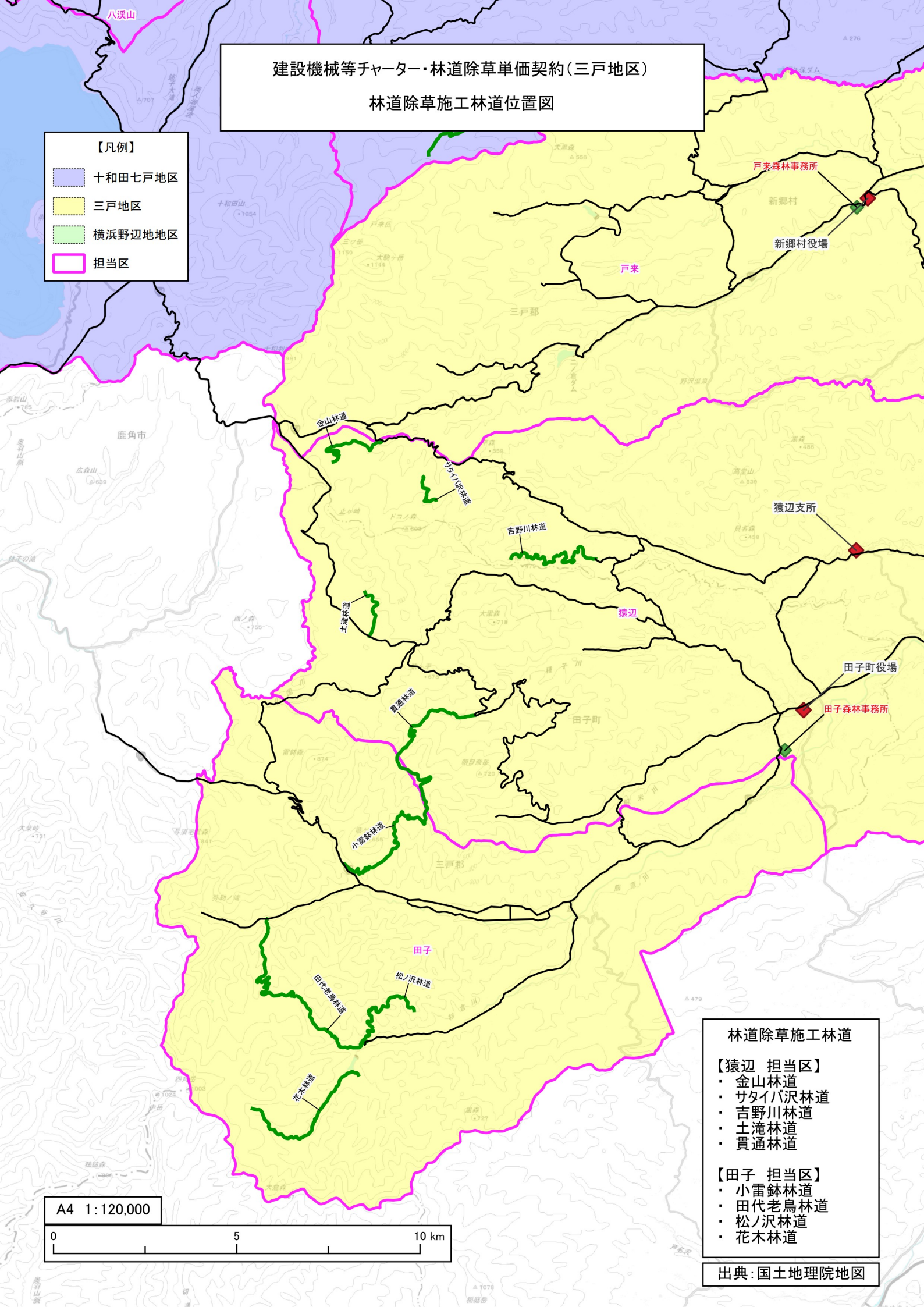
なお、輸送回数は重機を積載して往復した場合は1回とし、片道の場合は0.5回とする。

建設機械等チャーター・林道除草単価契約(三戸地区)

林道除草施工林道位置図

【凡例】

- 十和田七戸地区
- 三戸地区
- 横浜野辺地地区
- 担当区



林道除草施工林道

- 【猿辺 担当区】
 - 金山林道
 - サタイバ沢林道
 - 吉野川林道
 - 土滝林道
 - 貫通林道
- 【田子 担当区】
 - 小雷鉢林道
 - 田代老鳥林道
 - 松ノ沢林道
 - 花木林道

出典:国土地理院地図

A4 1:120,000

0 5 10 km

内訳明細書

林道除草

入札番号第2号

建設機械等チャーター・林道除草単価契約(三戸地区)

単位:時間

森林事務所	予定路線	バックホウアタッチメント除草(H)		運搬起算点・最終点	備考
猿辺	金山	18		田子町猿辺支所林道(10km～)	1(0.28m3)
	サタイバ沢	24		金山林道(～10km)	2(0.28m3)
	吉野川	24		サタイバ沢林道(～10km)	3(0.28m3)
	土滝	12		吉野川林道(10km～)	4(0.28m3)
	貫通	12		土滝林道(10km～)	5(0.28m3)
田子	小雷鉢	12		貫通林道(20km～)	6(0.28m3)
	田代老鳥	12		小雷鉢林道(～10km)	7(0.28m3)
	松ノ沢	18		運搬なし	-
	花木	18		松ノ沢林道(～10km)	8(0.28m3)
				田子町役場へ(10km～)	9(0.28m3)
合計		150			

※機械輸送の起算点及び最終点は最寄りの市町村役場(支所・出張所を含む)とする。

※バックホウアタッチメント除草は、バックホウ0.28m³と0.28m³用油圧式草刈機(クサカルゴン同等品)を使用して除草する。林道両側1.0m幅の刈り払いとする。

※除草機械については、振動式タコメーター等を装備しているものを原則とする。

※バックホウの輸送費は、下記を参照。

機械輸送費

輸送機種	輸送距離	輸送回数	備考
バックホウ 0.28m ³	10kmまで(片道)	2.0	
バックホウ 0.28m ³	10kmを超え20kmまで(片道)	2.0	
バックホウ 0.28m ³	20kmを超え30kmまで(片道)	0.5	
計		4.5	

※機械輸送の起算点は最寄りの市町村役場(支所・出張所を含む)とする。

なお、輸送回数は重機を積載して往復した場合は1回とし、片道の場合は0.5回とする。

建設機械等チャーター・林道除草単価契約(横浜野辺地地区)

チャーター施工林道位置図

チャーター施工林道

【六ヶ所 担当区】

- ・ 大亀沢林道
- ・ 二又林道
- ・ 本カクハシ沢林道

【横浜 担当区】

- ・ 明神(普通)林道
- ・ 烏帽子岳林道
- ・ ドンドリ沢林道

【室ノ久保 担当区】

- ・ 戸鎖林道
- ・ 室ノ久保林道
- ・ 目ノ越林道
- ・ 板水沢林道

【横沢】

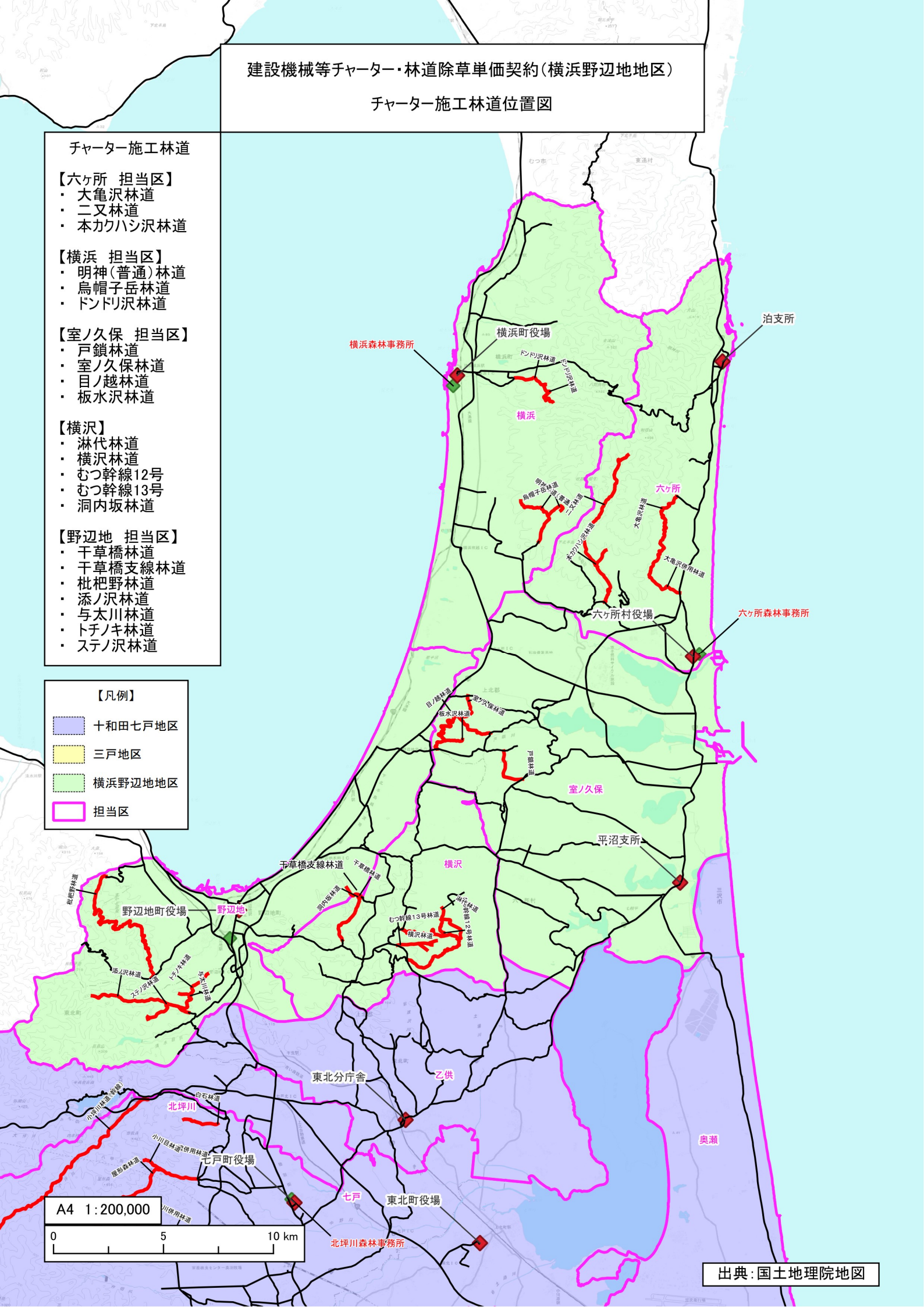
- ・ 淋代林道
- ・ 横沢林道
- ・ むつ幹線12号
- ・ むつ幹線13号
- ・ 洞内坂林道

【野辺地 担当区】

- ・ 干草橋林道
- ・ 干草橋支線林道
- ・ 枇杷野林道
- ・ 添ノ沢林道
- ・ 与太川林道
- ・ トチノキ林道
- ・ ステノ沢林道

【凡例】

- 十和田七戸地区
- 三戸地区
- 横浜野辺地地区
- 担当区



A4 1:200,000



内訳明細書

建設機械等チャーター

入札番号第3号

建設機械等チャーター・林道除草単価契約(横浜野辺地区)

単位:時間

森林事務所	予定林道路線	バックホウ		ホイールローダ	ダンプトラック		運搬起算点・最終点	備考
		0.28m ³	0.45m ³	1.3~1.4m ³	2t	4t		
六ヶ所	大亀沢	12					六ヶ所村役場(~10km)	1(0.28m3)
	二又	6		5		5	大亀沢林道(~10km)	2(0.28m3)
	本カクハシ沢	6			5		運搬なし	-
横浜	明神(普通)	12					本カクハシ沢林道(~10km)	3(0.28m3)
	烏帽子岳	6					運搬なし	-
	ドンドリ沢	6					烏帽子岳林道(10km~)	4(0.28m3)
							横浜町役場(~10km)	5(0.28m3)
室ノ久保	戸鎖		12				六ヶ所村役場(10km~)	1(0.45m3)
	室ノ久保		6				戸鎖林道(~10km)	2(0.45m3)
	目ノ越		6				運搬なし	-
	板水沢		6				運搬なし	-
							野辺地町役場へ(10km~)	3(0.45m3)
横沢	淋代	12					野辺地町役場(10km~)	6(0.28m3)
	横沢	12					運搬なし	-
	むつ幹線12号	6					運搬なし	-
	むつ幹線13号	6					むつ幹線12号林道(~10km)	7(0.28m3)
	洞内坂	6					むつ幹線13号林道(~10km)	8(0.28m3)
野辺地	干草橋	6					運搬なし(洞内坂林道から)	-
	干草橋支線	6					運搬なし	-
	枇杷野	12					干草橋支線林道(10km~)	9(0.28m3)
	添ノ沢	6					枇杷野林道(~10km)	10(0.28m3)
	与太川	6					運搬なし	-
	トチノキ	6					運搬なし	-
	ステノ沢	6					運搬なし	-
							野辺地町役場へ(~10km)	11(0.28m3)
合計		138	30	5	5	5		

※バックホウ、ホイールローダ、モータグレーダには誘導員(軽作業員)を配置すること。

※チャーター機械については、振動式タコメーター等を装備しているものを原則とする。

機械輸送費

輸送機種	※輸送距離	輸送回数(回)	備考
バックホウ 0.28m ³	10kmまで(片道)	4.0	
バックホウ 0.28m ³	10kmを超え20kmまで(片道)	1.5	
バックホウ 0.28m ³	20kmを超え30kmまで(片道)	0.0	
バックホウ 0.45m ³	10kmまで(片道)	0.5	
バックホウ 0.45m ³	10kmを超え20kmまで(片道)	1.0	
バックホウ 0.45m ³	20kmを超え30kmまで(片道)	0.0	
計		7.0	

※機械輸送の起算点は最寄りの市町村役場(支所・出張所を含む)とする。

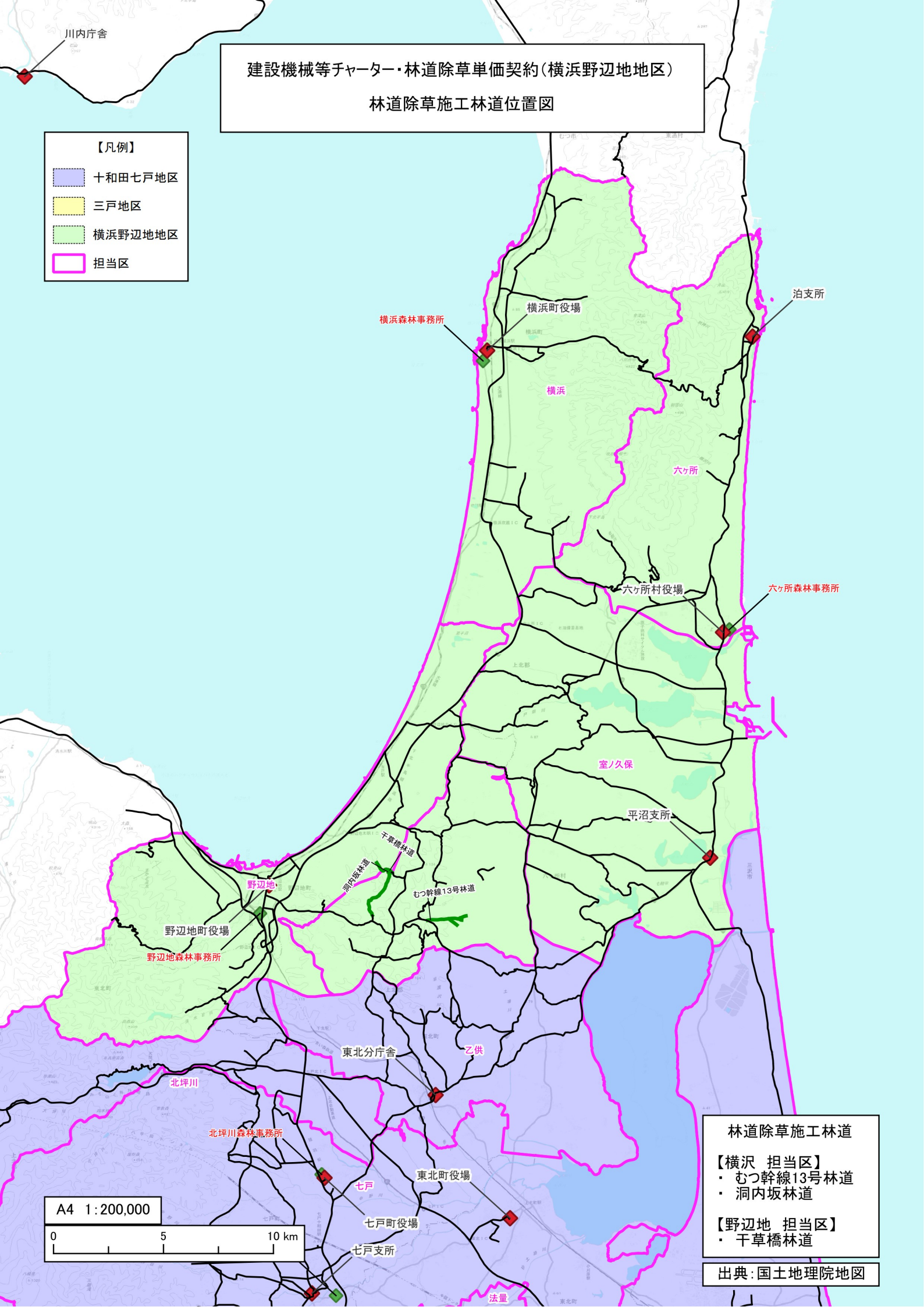
なお、輸送回数は重機を積載して往復した場合は1回とし、片道の場合は0.5回とする。

建設機械等チャーター・林道除草単価契約(横浜野辺地地区)

林道除草施工林道位置図

【凡例】

- 十和田七戸地区
- 三戸地区
- 横浜野辺地地区
- 担当区



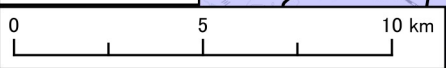
林道除草施工林道

- 【横浜 担当区】
- ・ むつ幹線13号林道
 - ・ 洞内坂林道

- 【野辺地 担当区】
- ・ 千草橋林道

出典: 国土地理院地図

A4 1:200,000



内訳明細書

林道除草

入札番号第3号

建設機械等チャーター・林道除草単価契約(横浜野辺地地区)

単位:時間

森林事務所	予定路線	バックホウアタッチメント除草(H)			運搬起算点・最終点	備考
横沢	むつ幹線13号	30			野辺地町役場(~10km)	1(0.28m ³)
	洞内坂	30			むつ幹線13号林道(~10km)	2(0.28m ³)
野辺地	干草橋	18			運搬なし(洞内坂林道から)	-
					野辺地町役場(~10km)	3(0.28m ³)
合計		78				

※機械輸送の起算点及び最終点は最寄りの市町村役場(支所・出張所を含む)とする。

※バックホウアタッチメント除草は、バックホウ0.28m³と0.28m³用油圧式草刈機(クサカルゴン同等品)を使用して除草する。林道両側1.0m幅の刈り払いとする。

※除草機械については、振動式タコメーター等を装備しているものを原則とする。

※バックホウの輸送費は、下記を参照。

機械輸送費

輸送機種	輸送距離	輸送回数	備考
バックホウ 0.28m ³	10kmまで(片道)	1.5	
バックホウ 0.28m ³	10kmを超え20kmまで(片道)	0.0	
バックホウ 0.28m ³	20kmを超え30kmまで(片道)	0.0	
計		1.5	

※機械輸送の起算点は最寄りの市町村役場(支所・出張所を含む)とする。

なお、輸送回数は重機を積載して往復した場合は1回とし、片道の場合は0.5回とする。